

# 情報提供

那医発第 261 号  
令和 5 年 7 月 21 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
常任理事 喜納 美津男



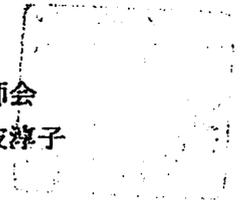
平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会を通じて「介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限について（再周知）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）  
.....記.....

沖 医 発 第 6 1 7 号  
令 和 5 年 7 月 1 9 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 涌波 淳子



## 介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限について（再周知）

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限についての再周知の通知となっております。

介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限は令和 6 年 3 月 3 1 日までであり、厚生労働省老健局より、改めて周知する旨の通知が発出されたとの事です。

当該通知では、介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限は令和 6 年 3 月 3 1 日までであることや、介護医療院等へ移行せず介護療養型医療施設の指定を辞退する場合等は、指定の辞退者等の以前に入所していた者に対して、指定の辞退等の後も、他の事業者等により必要な介護サービス等が継続的に提供されるよう、関係者との連絡調整等の必要な対応を行う事とされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

また、本件について、貴会会員医療機関がお困りになっている事等ございましたら、日本医師会までご相談いただきたく存じます。

記

- 介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限について（再周知）

（令和 5 年 7 月 4 日（日医発第 6 5 5 号）（介護））

沖縄県医師会事務局業務 2 課：赤嶺  
TEL：098-888-0087  
FAX：098-888-0089  
g2@okinawa.mcd.or.jp



日医発第 655 号（介護）  
令和 5 年 7 月 4 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江澤 和彦  
（公印省略）

介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限について（再周知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限は令和 6 年 3 月 31 日までであり、今般、厚生労働省老健局より、都道府県及び指定都市、中核市の介護保険主管部（局）長宛てに、介護療養型医療施設に関する有効期限について、改めて周知する旨の通知が発出されましたので、情報提供いたします。

本通知の内容については、令和 4 年 6 月 28 日付「介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限について」として発出された内容の再周知であり、当会からも貴会宛てに、日医発第 657 号（令和 4 年 7 月 6 日付）にてご連絡しているところです。

当該通知では、介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限は令和 6 年 3 月 31 日までであることや、介護医療院等へ移行せず介護療養型医療施設の指定を辞退する場合等は、指定の辞退等の以前に入所していた者に対して、指定の辞退等の後も、他の事業者等により必要な介護サービス等が継続的に提供されるよう、関係者との連絡調整等の必要な対応を行うこととされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。また、本件について、貴会会員医療機関がお困りになっていることなどございましたら、本会までご相談いただきたく存じます。

記

（添付資料）

○介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限について（再周知）

（令 5.6.23 老老発 0623 第 1 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）

以上

老老発0623第1号  
令和5年6月23日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局老人保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限について（再周知）

介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限については、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）（平成29年6月2日付け医政発0602第4号・社援発0602第10号・老発0602第3号厚生労働省医政局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）によりお知らせしているところですが、「介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限について」（令和4年6月28日付け老老発0628第1号厚生労働省老健局老人保健課長通知）において改めてお示しをしたとおり、その有効期限（令和6年3月31日まで）が近づいております。

そのため、改めて下記の内容について御了知の上、管内の市町村、介護療養型医療施設及びその関係団体等に対し、周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

### 記

- 介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限は、令和6年3月31日までであること。  
（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）第3条により改正された健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2）
- 介護医療院等へ移行せず介護療養型医療施設の指定を辞退する場合等は、

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 110 条第 4 項の規定を踏まえ、当該介護療養型医療施設の開設者は、指定の辞退等の以前に入所していた者に対して、指定の辞退等の後も、他の事業者等により必要な介護サービス等が継続的に提供されるよう、関係者との連絡調整等の必要な対応を行うこと。